

平成 24 年度大磯町教育委員会第 7 回定例会会議録

1. 日 時 平成 24 年 10 月 17 日 (水)
開会時間 午前 9 時 00 分
閉会時間 午前 11 時 40 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階 第 1 会議室
3. 出席者 曾根田 眞 二 委員長
青山 啓 子 委員長職務代理者
竹 内 清 委員
大 橋 伸 明 委員
依 田 勝 也 教育長
福 島 伸 芳 教育部長
大 隅 則 久 学校教育課長
鈴 木 義 邦 学校教育課副課長
増 尾 克 治 子育て支援課長
佐 川 和 裕 生涯学習課長
山 口 章 子 生涯学習課副課長
角 田 孝 志 生涯学習課図書館長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長
4. 傍聴者 4 名
5. 前回会議録等の承認
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第 20 号 平成 24 年度大磯町教育委員会の点検・評価について
議案第 21 号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則
について
議案第 22 号 大磯町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて
4. 協議事項
協議事項第 1 号 給食食材の放射性物質濃度測定器導入に係る協議について
協議事項第 2 号 生涯学習推進計画の素案について
5. 報告事項
報告事項第 1 号 平成 24 年大磯町議会 9 月定例会について

報告事項第 2 号 学習参考資料展「みんなで調べた 大磯町の花と実 2012・秋」の開催について

報告事項第 3 号 第 11 回大磯図書館まつりの開催について

10. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立した。大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、9 月定例会が開催後の平成 24 年 9 月 28 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。9 月 29 日、たかとり・国府幼稚園の運動会が実施され、大勢の保護者や家族に囲まれ、園児たちは元気に、運動会を楽しんでおりました。10 月 1 日、おおいそ文化祭運営委員会を開催し、今年度の文化祭の最終的な調整、打合せを行いました。同日、大磯町立中学校給食に関する懇話会の 1 回目を開催し、中学校給食の実施方法等を説明し、現状での中学校給食への考え方等について意見交換を行いました。10 月 3 日、9 月議会定例会が閉会しました。後ほど事務局より報告いたします。10 月 3 日、5 日、町立幼稚園の入園説明会を実施いたしました。2 日間、3 園合計で 97 名の保護者の方が説明会に来られました。10 月 6 日、大磯、国府両小学校秋の運動会が盛大に開催されました。小学校の運動会においても、大勢の保護者や家族の方が見えておりました。10 月 10 日、真鶴町で開催されました町村教育長会に出席しました。内容は今年度の研究テーマの防災教育について意見交換を行いました。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりであります。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。以上でございます。

議案第 20 号 平成 24 年度大磯町教育委員会の点検・評価について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) ただいま教育長からの提案理由にもございましたように、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第 27 条に基づき、昨年度もその執行状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、公表を行いました。今年度も対象年度を平成 23 年度とし、点検・評価を実施してまいりました。これまで、この報告書作成にあたり、教育委員

の皆様には、勉強会及び自己評価及び事務局の執行事業の評価等の作業をお願いし、案の段階で何度かご意見等をいただいております。また、前回の定例会において協議をいただきました。そして、誤字脱字等の修正を加えたものが、お手元の報告書になっております。1箇所、「基本方針についての点検評価」、生涯学習で追加した部分がありますので、この後説明いたします。冒頭申しましたように、今回、この報告書の完成に伴い、改めて、議会への提出と公表についてご了解をいただきたく、付議したものでございます。ご了解いただければ、町議会議長に提出し、ホームページへの掲載や町施設の閲覧コーナーへの常備などにより、公表したいと考えております。また、近隣市町村への通知も予定しております。ご審議の上、ご了解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

生涯学習課長) 生涯学習課の中で一部分、追加させていただきましたので報告させていただきます。ページは47ページをお開きください。一番下の段④の**おおいそ文化祭やおおいそ美術展の開催と形態の検討の右側の成果と課題の部分**で「文化祭が単なる発表機会にとどまらず、団体や個人の文化交流の場と文化振興につながるような事業とするため、更なる内容の検討が必要です。」という一文を加えました。平成20年度に事業仕分けを受けまして、運営方法の改善はもちろんですけれども、具体的な検討課題についても一文を加えた方が良いということに加えたものでございます。

質疑応答)

委員長) これまで随分、全員で議論してきた内容ですけども、今後の扱い等について、ご意見が何かありましたらお願いします。

青山委員) これまで何度か勉強会や意見交換を重ねて、今日、こういう形ででき上がってきているものだと思います。本当によくまとめてあって、改めて読み直してみると、A・B・C・Dの評価がいろいろついている中で、これからの活動、私たちの話し合いの中に改めて加えていって、よりよいものをつくるために、すごく重要な部分だと思っています。

やはり子育て支援のところなどは、他動的要因ということでDがついている部分もありますけれども、それについても改善していくとか、もっと前向きに進めていくということになると思いますので、これは、私たちは、教科書の一つとして、また一般に公開して、私たちの姿勢を確認してもらおうという部分で、大事ないい資料ができたと思います。ありがとうございます。

竹内委員) 青山委員の話にもありましたけど、ここのところ数カ月間、この内容について議論を深めてきました。事務局へも何度もメール等でやりとりをして、訂正をお願いし、このようにまとめていただいて、本当に大変だったと思います。去年の反省の中で、少し内容的に細か過ぎるのではないか、あるいは、この時期、去年は教科書の採択等もあったのでいろんなものが重なりましたが、委員の負担も大きいので、何とか改善をという申し入れをしたところ、それを受け入れていただいて、かなり事務局でいろいろな面で配慮していただいたかなと思って感謝をしています。内容のところでは、特に学校教育の関係の中では、来年度1年間やればどうなるというふうな、即断即決ではないですけども、すぐにその成果があらわれるようなものというよりも、長い目でロ

ングスパンの中で取り組むべき継続的な課題が多くあったのではないかと思います。地道にできるところから積み上げて、改善につなげていかなければいけないと思います。もう一つは、予算にかかわる内容がありますので、当局のほうとの折衝の中で、教育施設・設備の充実等については、これも継続的に要求を満たしてもらえるように取り組んでいく必要があると思います。あわせて人的な部分の配置については、これも経費のかかる内容ですので、教育に人は欠かせないということは十二分にわかっていることではあります。単価の安いものではありませんので、かといって、人一人増やすことによって大幅な改善が見られるといったような内容のところもありますので、精査する中で、今後の予算要求の中に活かしていけたらなというふうに思っています。いろいろとご配慮いただいて、まとめてもらって、このような形になった。私としては満足をしています。

委員長) ありがとうございます。ほかには。

大橋委員) 今年もまたすばらしくよくまとまったなと思います。ありがとうございます。以上です。

委員長) ありがとうございます。ほかにございませんか。

委員全員) なし。

委員長) なければ、質疑を打ち切ります。

一言申し上げたいのは、今、各委員からお話がありましたように、よくまとまりました。これをまとめるだけでなく、この案をまとめるに当たって、それぞれ事務局の前年度やった内容について、我々教育委員が、あるいは教育委員の行った行動に対して、部外評価していただきまして、それぞれが相互チェックをされて出てきています。したがって、かなり厳しい目で見ている点もありました。ですが、よくまとまっていると思っています。

今後は、まとまったからではなくて、部外からの指摘もあった点について、我々を含めて反省をして、それを改善につなげていくように、全員が意識をもってやっていただければと思います。

委員長) 以上で質疑のほうを打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第 20 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 20 号 平成 24 年度大磯町教育委員会の点検・評価については原案どおり承認をいたします。

議案第 21 号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

子育て支援課長) それでは、議案第 21 号の大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について補足説明をさせていただきます。それでは、議案第 21 号説明資料をご覧ください。1 枚おめくりいただき、資料 1 をご覧ください。改正概要でございますが、幼稚園保育料の納付期限、幼稚園保育料につきまして、6 月 25 日に町村共同情報システムの運用が始まりましたので、システムの導入運用に伴い見直しを行うものであります。次に、改正内容でございますが、大磯町立幼稚園保育料を年額の 6 分 1 に相当する額 17,000 円に

なりますが、奇数月の5月、7月、9月、11月、1月、3月に納付していただいておりますが、毎月、8,500円になります。納付していただくように改正するものであります。また、納付期限につきましては、毎月27日までに改正するものであります。次に、資料2をご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。右側が現行で左側が改正案でございます。アンダーラインを引いている箇所が改正箇所でございます。次に、資料3をご覧ください。現行規則の改正箇所の一部抜粋でございます。以上で説明を終わりにさせていただきます。

(質疑応答)

青山委員) 納付方法が変わるということですが、今までの納付方法というのは、銀行引き落とし、あるいは直接納付するなど、どのような形になっていきますか。

子育て支援課長) 納付方法につきましては、口座振替、納付書による銀行で払っていただく2種類がございます。現在7割強の方が口座振替で、それについて今回変更はございません。ただ、納付期限が今まで5月27日、7月27日と奇数月の27日だったのが、口座振替も納付書の方も毎月の27日の期限で納めていただくということです。納付方法としての変更はございません。

青山委員) 振替の方については、落とすのが毎月になっていくということですが、2カ月ごとが毎月ということで、予想される混乱などは、どのように考えていますか。

子育て支援課長) 入園説明会で新たに入る方については、今回毎月引き落としというお話をさせていただいておりますが、現在、在園している保護者の方については、後になってしまいました。今月中に説明をさせていただくことを予定しています。ですから、2カ月で1万7,000円だったものが毎月8,500円と、1回当たりの金額としては当然半分になりますので、混乱ということでは考えていませんけれども、それが奇数月だったのが毎月ということの中で、不都合や問題のある方については、個別に相談というか説明をさせていただければと思っています。全体としては、今月中に在園の保護者に対しては行っていきたいと考えております。

青山委員) お金の関係することですから、やはり、しっかり周知して混乱が起きないようにということをお願いしたいと思います。

委員長) ほかに。

大橋委員) これは、説明会ではなくて、書面でみんなに配布するというようなことは考えていますか。

子育て支援課長) 今、委員がおっしゃるように文書と、説明をさせていただく機会をつくりたいと考えております。登園されて、お子さんを見ていただいた、その後の時間を使って、そこで説明をさせていただこうかと考えております。文書もお出しします。

委員長) 皆さんからご意見がありましたが、毎月になることによって、家庭によっては経済的な部分でやはり問題が出てくる可能性もあると思います。先ほどの青山委員から出ましたように、そこは、原則は原則ですから、きちっと個別対応をしていただいて、そごのないようにしていただきたいです。

それから、毎月にも振込手数料は町側で負担するので、そういう意味では家庭への負担はないという理解でよろしいですね。

子育て支援課長) 口座振込の引き落とし負担は、町で払っていますので、個人負担はないです。また、2カ月に一遍を1カ月に一遍にしたというのは、先ほど説明したように、システムの共同化によって、もし納期を今と同じ期別にする場合に、カスタマイズで町独自の改修が必要になり、費用が掛かるというのがありましたので、今回、システムをそのまま使わせていただいております。こちらの事情ですが、保護者の皆さんには十分説明をして、了解をいただきたいと考えております。

委員長) 以上で質疑のほうを打ち切り、討論を省略して採決のほうに入ります。議案第21号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第21号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認をいたします。

議案第22号 大磯町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

子育て支援課長) それでは、議案第22号の大磯町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について補足説明をさせていただきます。それでは、議案第22号説明資料をご覧ください。1枚おめくりいただき、資料1をご覧ください。改正概要でございますが、保育所入所に係る様式につきまして、6月25日に町村共同情報システムの運用が始まりましたので、システムの導入運用に伴い見直しを行うものであります。また、町村共同情報システムの導入に伴わない様式につきましても、入所申込者の手続きを簡素化するために、併せて見直しを行うものであります。なお、法令番号につきましても、規則との整合性を図るために、見直しを行うものであります。次に、改正内容でございますが、町村共同情報システムの運用に伴い、第2号様式、保育所入所承諾書、第4号様式、保育料等変更通知書、第5号様式、保育実施解除通知書の様式の改正を行うものであります。なお、第3号様式、保育所入所不承諾保育実施保留通知書につきましては、改正はございません。また、第1号様式、保育所(園)入所申込書につきましては、申込児童の欄に3名まで記載できるように見直し、職業又は病名等の欄につきましても、入所申込書とは別に、保育所(園)の入所申込の調査書の提出をしていただきますので記載欄をなくし、入所申込者の事務手続きを簡素化するために改正を行うものであります。なお、大磯町保育料徴収規則につきましては、平成21年3月25日に平成21年大磯町教育委員会規則第14号に改正されておりますので、改正を行うものであります。次に、資料2をご覧ください。改正規則の新旧対照表でございます。右側が現行で左側が改正案でございます。アンダーラインを引いている個所が改正箇所でございます。次に、資料3をご覧ください。現行規則であります。

(質疑応答)

青山委員) 新旧の対照表の中で、現行のところの中で、「保育料等」と言葉を、今度、

「保育料」だけに変更するというところがありますけれども、「等」ということは、保育料以外に何かプラスして支払われていたということがあるのでしょうか。

子育て支援課長) 以前の「等」が入っていたその「等」がどういう意味がわからないのですが、今回内容を見た中で、基本的に は、保育料の内容の通知になりますので、「等」ということは想定できないのかなということで、保育料についての規定の中で様式を定めていますので、保育料のみの通知ということで、「等」というのを今回省かせていただきました。それ以外の内容は使ってはいないということで、あわせて見直しをさせていただいたものです。

委員長) 「保育料等」には、保育料と預かり保育料と入園料があります。なぜ「等」を取ったのかわかりませんが、今回、保育料が変わって、そういう意味で「保育料」にしたと思います。「等」というのは、その3つから成っているはずで

子育て支援課長) 説明資料の「資料3」の規則の原本一部をつけさせていただいておりますけれども、この中で、4条のところの1項3号で、「保育料徴収規則に定める保育料の(中略)あったとき」ということで、それを受けて2項のほうで、前項第3号の規定により保育料等に変更が生じたとき、ということがあるのですが、ここで保育料というのを基本的に定めているということで、こちらについては活用させていただいているということで、今、入園料などは取っていませんので、保育料のみですので、そういう内容にはなっていません。

委員長) 「保育料等」というのは、大磯町の保育料等徴収条例施行規則の内容を見ると、「保育料等とは」とあって、3つ表現されています。それは間違いないですね。それで、ここの「等」というのは、預かり保育や入園料には該当しないのではないかと思ったので、この「等」は、そこも含まれてしまうと違うので、「保育料」に直したのではないかと推測しました。

子育て支援課長) 基本的には、ここで言っているのは「保育料」のみの話です。

委員長) 施行規則の内容、その条文を全部見ると、そこに書いてあると思います。もともとの町立幼稚園保育料徴収条例施行規則の中身で、「保育料等とは」というのがあって、3つ書いてあったと思います。ここで該当するのは保育料だけなので、これで間違っていないのなら、改正案も間違っていないと思います。

子育て支援課長) そう思います。内容を確認した中で、改正をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

委員長) もう1件いいですか、さっき言われた大磯町保育料徴収規則というのがあって、現行の過去、昭和55年大磯町規則第17号というのは、これはもう21年3月25日にはなくなっていますよね。だから、もともと、本当は変えなければいけなかったのではないかと思います。

子育て支援課長) 教育委員会の所管が変わった時に、規則を変えなければいけなかったのですが、漏れてしまったということで、大変申し訳ありませんでした。

委員長) こうやって直していくのは構わないので、いいほうに変えていくのはいいと思います。他も含めて見直してもらって、最新のものに置き直していただきたいと思います。これがある意味では大磯町の保育に関する法律になるので、これが間違っているととんでもないことになるので、きちっと直していただく。以上で質疑のほうを打ち切り、討論を省略して採決のほうに入ります。

議案第 22 号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 22 号 大磯町保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則については原案どおり承認をいたします。

協議事項第 1 号 給食食材の放射性物質濃度測定器導入に係る協議について

教育部長) 給食食材の放射性物質濃度測定器導入につきましては、先般の第 6 回定例会で議会の対応についてお話したところでございます。本件につきましては、7 月の教育委員会定例会でいろいろな測定方法について説明させていただいて、最終的には東海大学に検査をお願いするという方向性が出ております。その件につきまして、議会へ 8 月 23 日の福祉文教常任委員会協議会で、測定についての方向性を説明し、9 月 5 日の福祉文教常任委員会の中で、質疑がございました。最終的に議会として町としても購入した方が良いのではないかという意見が出ましたので、9 月 24 日付けで福祉文教常任委員会から給食食材の放射性物質濃度測定器の購入についての申し入れ書が提出されました。今回、提出されたことを受けまして、導入について検討するため、協議をお願いするものです。それでは説明をさせていただきます。1 ページをお開きください。導入を検討するため、当日使用する食材を同日に検査できる測定器について、自治体での導入例を参考に、次により協議していきたいと思っております。導入参考例については 1 番、導入測定器アトムテックス社、ベラルーシ共和国製、ガンマー線食品スクリーニングモニター A T 1 3 2 0 A という機種でございます。2 番目の購入費用は 1 台、約 1,429,000 円、設置費、P C 込です。この商品につきましては、レンタルも可能で、取扱業者のホームページから抜粋しました。24 ヶ月で 72,800 円、月額です。最短 5 日間から可能で、36 ヶ月で 58,800 円、月額です。3 の検査方法についてですが、当日、使用する食材を直接検査でスクリーニング検査となり、方法については、毎朝 8 時 30 分に食材を搬入し、10 時までに測定を実施、基準値以下であれば、その日の食材として使用します。毎日、1 検体約 10 分の 5 品目を検査し、測定時間は 1 検体約 660 秒、約 11 分です。測定時間の延長で精度を上げることも可能ですが、限界あります。基準値の設定は、40 ベクレル、検出限界値は、20 ベクレル、推定です。食材の準備は、調理員、検査は原則として栄養士がそれぞれ対応します。検査終了までの時間は、準備等を含め 1 時間 30 分程度を要し、検査後の対応につきましては 40 ベクレルを超えた検体は、食材から除き調理し、複数で基準値を超えた場合、メニューから除きます。結果の数値等を学校のホームページで産地と併せ掲載します。導入測定器のメリット、デメリット及び課題につきまして整理いたしました。メリットといたしましては、議会からも出ましたが、当日使用する食材を、同日に検査ができるので、即座に安全な食材を提供できるというのがあります。簡易的な検査となります。比較的安価で複数の食材が検査できる。当日の食材を 5 品目を検査するので、保護者の理解が得られ、また、独自に、基準値、測定時間が設定でき、独自購入のため、使用しないときには、一般の住民への利用可能が想定される。これは、学校等の協議が必要ですが、このようなことも考えられます。次に、デメリット及び課題についてですが、測定器 2 台、食材、容器等の消耗品の費用が必要で、保守点検料等の予算化が必要で

ある。大磯町の各校へ設置した場合、導入例を参考にすると、準備から終了まで1時間半程度の時間を要するため、調理数等を考えた中で、人的配置、一連の給食業務に支障が出る恐れがあり、検査のための人的配置は難しいということがあります。検査結果の数値に対する精度が低い。導入例では、測定器の性質上、下限値が推定20ベクレルであるため、20ベクレル以下、実際は18ベクレル等で検出されても不検出の結果となる。保護者等からの申し出があったとき、理解が得られない恐れがあります。独自の検査であっても、調理時間等を勘案すると、その日に提供する全ての食材の検査は不可能である、これは東海大へ検査依頼してもすべての食材の検査は不可能と考えられます。次に導入例とした測定器の納入実績ですが、納入までの期間、約3ヶ月かかります。納入実績は、福島県内の自治体及びNPO等、100数台あり、他の測定器では、導入例測定器の1ランク上の測定器がありますが、50万円から60万円程度上乗せする必要があります。参考資料として、導入した自治体の写真をつけさせていただいております。大きき的にはこれは子ども机ですが、さほど、場所はとらないものです。参考資料の2では、現在、実施しております検査結果を掲載しております。9月11日より実施しており、現在まで5品目検査しております。キャベツと冷凍みかんで一部、検出されておりますが、基準値以下で、括弧書きの部分ですが、東海大学測定器の測定限界値で、食材や重さ等で変わってきます。検出限界値以下になった場合には、不検出となります。説明は、以上になりますが、これから教育委員会での協議をお願いします。

(質疑応答)

委員長) ただいま、事務局から、大磯町立小学校等の給食食材の放射性物質濃度の検査について説明がありました。この件につきましては、7月の第4回定例会において協議いただいたもので、9月より東海大学へ依頼して給食食材の検査を実施しているものであります。その後町議会の福祉文教常任委員会より資料にもあった「給食食材の放射性物質測定器購入についての検討申し入れ」が平成24年9月24日付けで提出がありましたので再度測定器の導入について協議するものです。それでは、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

竹内委員) 直接この件ではないですけれども、7月に検討したときに、事務局のほうから神奈川県放射性物質濃度測定機器を活用という案も一つ出ましたよね。それは、まだその時点ではスタートしていなくて、実施時期が9月というようなことになっているということで、具体的な部分が聞けなかったのですけれども、現在この状況はどうなっているか、わかったら教えてもらえますか。

学校教育課長) 神奈川県検査につきましても、9月から実施が始まっております。内容的には、神奈川県スクリーニング検査ということで、25ベクレルが限界値というような形で、県の場合は50ベクレルを超えた場合にはスクリーニングレベル、要するに、ゲルマニウム検査により細かい検査をなささいという基準を、50ベクレルとして設定しているところでございます。大磯町では、既にそれより細かい数値で検査を行っておりますので、一応、県の検査にも参加するという申し出はしておりますが、まだ、大磯町として神奈川県のほうで検査をする段階ではないと考えており、あくまでも、今は、東海大の検査を優先して実施しているといった状況でございます。

竹内委員) 東海大と並行してやるという検討は、していないのですか。

学校教育課長) 並行してできるという形にはなっておりますが、食材からの放射性物質が 25 ベクレル出た場合は、東海大の同レベルの検査をなささいということですので、現在その検査を既に実施しておりますので、もし県の検査を実施するとしても、大体週に1品目ずつぐらいできるかどうかというところですから、検査品目数を増やすということであれば、申し込んで実施することは、可能であると考えております。ただ、結局、限界値が低いので、精度という面では、東海大の検査を進めたほうがよいと考えます。また、産地の関係など見ていきますと、なかなか何品目も出せるというような状況にもないのかなというように考えております。

竹内委員) 今の件で、この前いただいたデータによると、現在大磯町が実施している東海大の測定方法だと、福祉文教常任委員会の議員が指摘されている、いわゆる当日する食材が測定できないという部分は、指摘のとおりです。しかし、県の測定方法だと、給食実施の前日または前々日に食材を持ち込めば、1時間で検体の測定ができる。精度の問題はもちろんありますが。ということは、ある意味、県のものを使えば、事前に測定することは可能ということで聞いたのですが、どうですか。

学校教育課長) もちろん、東海大での検査においても、現在、木曜日もしくは、金曜日に使う給食食材を前々日の火曜日に搬入しまして検査をしていただいておりますので、その検査でもし数値が1ベクレルでも出たときには、保護者の方に個別通知を学校から、「検出されました」ということで、前日に通知を出させていただいております。それによって保護者に給食食材として、そういうものが使われているということを周知させていただいております。したがって、東海大の検査の場合でも、事前に検査を行っているというものでございます。

大橋委員) 今、前日というか金曜日に食べるものをやると。その時点で「うちは、零点何ベクレルでも、少しでも出たら食べない」と言う方は今までいましたか。

学校教育課長) 検査を始めて、通知を出したことによって、お弁当にかえられた方が1名おられます。また、やはり放射性物質が検出されたことによって、これは冷凍ミカンですけど、食べさせないでくれということで、連絡帳に書いてこられた方が1名おられました。

大橋委員) でも、この簡易測定器ではかって 40 ベクレルという、大磯町の基準値は 50 ベクレルで、40 ベクレルまでは基準値内ですけど、例えば、その日に 40 ベクレル出たとして、その場合は、子どもたちに、「40 ベクレル出たから、じゃあ、これを食べるか食べないか選びなさい」と言うのですか、大磯町の基準は 50 なので、40 ベクレルでも出すのですか、どちらですか。

学校教育課長) 大磯町の場合は 50 ベクレルが基準となっております。これは国の一般食品の基準は 100 ベクレルですが、乳幼児の基準が 50 ベクレルですので、国の基準よりも厳しい設定ということで 50 ベクレルということにさせていただいたものなのですが、原則としてはその数値より下の場合というのは、給食食材として使っていくこととなります。

大橋委員) でも、最初に言ったじゃないですか。ミカンから検出されたから「食べさせないでくれ」と。ですから、事前に検査していないと、当日に 40 ベクレル検出されたからといって、親御さんたちには周知できないので、食べないわけ

ですよね。

学校教育課長) もし当日やった場合ですか。

大橋委員) そうです。

学校教育課長) 当日検査した場合においては、周知ということではなく、ほかの自治体の例ですと、数値が超えてしまった場合には、使わないという形をとっているようです。

大橋委員) 違います。50 ベクレルと 40 ベクレル、10 ベクレルの間で出ちゃった場合のことを言っているのですよ。

学校教育課長) そうですね。その場合の周知は。

大橋委員) できないでしょう。

学校教育課長) 当日はできないこととなります。

大橋委員) その場合、食べさせました、食べたとわかった場合はどうするのですか。

学校教育課長) そういうことを含めて、前々日にやるという形をとっております。

大橋委員) そうですね。

学校教育課長) 当日だと、時間的に周知が間に合わない場合というのがあるかと思えます。ですから、特にぎりぎりのボーダー、要するに限界値に近いところの数値で、やはり気になる場合には、原則としては出すということになります。

大橋委員) 出しますよね、絶対ね。例えば、簡易測定器を大磯町で導入した場合に、「毎朝8時半の時点で食材を搬入し」と書いてあるじゃないですか。この時点でもう給食室の皆さんは、働いていますよね。10時までで測定を終わって、11時少し過ぎの検食までの間につくれるのですか。検食に間に合うまでに、全部メニューをつくれるのですか。

教育部長) この件についても、小学校のほうに聞きましたが、調理員の方は8時ぐらいから出勤して、すぐ準備に入るということで、調理員の方は、早く来てもらいます。8時から8時半までには食材が業者から学校のほうへ納入され、8時半から調理に入るということで、食数もそれぞれ700から800ございます。この時間ぐらいから始めないと間に合わないということかと思えます。例えばあるメニューの中で、主要な食材があったとします。それが検査の対象となったとしますと、8時半からすぐ検査したとしても、主要な食材が検査にかかっていると、その部分は、調理ができなくなります。仮に10時に検査の結果が出たとしても、それから、つくり始めましょうと言っても、今、大橋委員が言われたとおり、間に合わない可能性が大きいと思います。食材によっては、可能なものも確かにあるということで、あまり影響のない食材については、検査を待って、ほかの食材を8時半から始めることもそれは可能と思います。その日のメニューによっていろいろ違ってくるとは思いますが、検査結果を待って調理に入るということも可能ということですよ。

ただ、全て、そうとは、限りませんので、主要な食材が検査にかかっていると、そのメニューは、一旦、止める必要があるのです、例えばカレーだとしますと、カレーの中にジャガイモがあって、ジャガイモは、主要な食材として、それが検査に入っていると、ある程度調理は、止まってしまいますので、これが10時ぐらいにわかったとして、そこからスタートしますと、食数からいって難しいと思います。すぐにわかって、すぐ調理できる場合もあります。検査の科目によっても、いろいろ違ってきますが、全て可能だというわけではありませ

ん。時間がかかる調理例として、炊き込みご飯とか揚げ物・焼き物については、これに検査の食材が入ってくると難しいということで、もともと時間がかかる炊き込みご飯とか揚げ物・焼き物については、9時半ぐらいから始めないと難しいのではないかと聞いてございます。大橋委員の言われたとおり、本当に7時とか7時前とかに検査できればいいのですが、その辺の体制の問題もございまして、人的な部分もあり、大磯町の場合、導入例と違い、700から800食となります。確かにその日の検査をしてOKが出れば、議員の言われるように、すぐ提供できるということで、それは確かにメリッ的には大きい。一番のメリットだと思います。それを大磯町に当てはめたらどうなのかというと、調理時間のスタートから終わりまでの時間というのがあります。もう11時ぐらいには、できているということですので、全てその時間でしっかりできればいいと思いますが、多少の前後が出てくる中で、もし、当日60ベクレルという数値が出たら調理は、そこでストップをかけて提供できるかどうかという心配があります。その辺の問題も課題としてあるのではないかとするような難しい面もあると思います。確かに導入は、いいと思いますが、難しい問題もありますし、大磯町の場合は、時間的余裕を持ち、前日等、事前に調べられることで、また、精度が高いものもいいということで、教育委員会では、そのような方向性を出したものでございます。

学校教育課長) あと、当日ということのような問題もあるのですが、現実の問題としては、当日にならないと入ってこない食材もあります。今は、前々日で入るようなものや産地に注目して検査しておりますから、要するに当日ではなくて、例えば前日に何品目かやるということではできるかもしれませんが、そのためには、その食材を別に納入する必要がある出てまいります。今も別に納入するような形で検査しており、教育委員会の職員で、ペースト状にするなどの作業をやっていますが、それも大体半日がかり、1日でやるようなこととなりますから、かなり手間はかかるものだと思います。そういう点ではやはり、検査をするに当たっての人的配置などが必要ではないかと思いますが、現実としては、人的配置は難しいのかなと、思いながら、現在進めているという状況です。

大橋委員) 手間というより、子どもたちの安全が大事ですが、例えば、この機械を入れて、専門の人をちゃんと常時、置いておいたほうがいいと思っておりますか。

学校教育課長) 検査の準備や検査自体はそれほど難しい検査ではありませんので、やり方をきちっと、マニュアルどおりに検査すれば、特に検査の資格ですとか、なくても大丈夫だと思います。専門性というものはありませんが、大丈夫だと思います。

大橋委員) 委員長、どうですかね。

委員長) 確認ですが、今、国の基準は100以下ですよ。大磯町では、それを倍厳しくして50以下というようにしています。50以下であれば、給食に出すという考えですよ。まず、我々、7月にいろいろ真摯に議論して、あと、福祉文教の委員会でもいろいろと議論された中で、議事録を読ませていただいて、基本的な合意できるところは、まず、次代を担う子どもたちに対して安全な給食を出したいというのは、意見は一致していると思います。その中で、少しそれますが、我々が、真摯に議論しているのに、中を読むと余り議論していないと書いてあるので、不満なところがあります。基本的に安全な給食を出したい

ということで我々は考えて、9月にいただいて、すぐ事務局含めてアクションを起こして、どうしようかという話で動いています。町部局は、どのような感じですか。町部局の検討状況は聞いていませんか。

教育部長) この申し入れにつきましては、町長宛てにも出ており、提出されてすぐに教育長も含めて事務方で町長と話をしました。町長は、給食食材ですので、その測定の方法などは、まず、教育委員会で、もう一度検討してほしいということで、今は、この状況でございます。例えば、教育委員会で、購入ということになれば、予算が絡みますので、それは、町長と正式なお話をすべき事項だと思います。町、教育委員会とも、この申出書を、真摯に受けとめるということは一貫していますので、教育委員会で再度導入については検討してほしいということで、一応、この状況です。今回の方向性によっては、今後、町との協議の状況が変わってくると思います。

委員長) 青山さん、何かありますか。

青山委員) 7月の定例会のときから、このことが協議されていますが、子どもたちの給食の安全を守るために、測定しなくてははいけない。その中で、どういう方法でやるかということ随分議論したと思います。一つには、出す食材を全部、食べる前に完璧に検査すればいい、それが大事ということと、あと、どこまでの数値を測定するかということがあると思います。私はそのとき最優先したのは、なるべく精度の高い、細かいところの数字を知りたい。その一つの前提には、今、物流しているものについては検査がされていて、安全なものが出回っているのですが、それでもなおかつ、食材を正確に測定して、数値を確認し、それを子どもたちに提供していくということを考えました。その中で選択が、1ベクレルまではかれる東海大の機械ということになったと思います。資料に添付してあります東海大学で検査した結果を見ると、「不検出」が並んでいますが、これは1ベクレル以下の数字ということで、かなり安心できる内容ではないかと思っています。逆に、様々な測定器がある中で、限界値が20ベクレルの測定器や、いろんなものがあるそうですけれども、例えば20ベクレルが限界値の機械で測定して、それが20ベクレル以下だったから、「不検出」というふうに載せることで本当に安心なのかという疑問を持ちました。なるべく細かく測定した部分で示したいという気持ちはあります。

保護者の中には、例えば「冷凍ミカンを食べさせないでください」とか、「お弁当にします」というお考えの方がいるというお話がありましたけれども、やはり少しの低い数値でも、示してほしいというお気持ちではないかと思っています。今回、新たに測定器を購入して、二重三重に安全を確認していくという内容ですが、その次の手段をどういうものを選択していくかというのを吟味していかなければいけないと思います。私は、今申し上げましたように、細かい精度ということを重視して選びました。なおかつ細かく調べられて、食べるまでに全品目を調べられるものが見つかれば、一番いいと思っています。

竹内委員) 今の意見と私もよく似ていますが、ここに挙げられているアトムテックス社の機器について、なぜこれなのかという疑問が一つ。それから、これ以外でもう少し検討する。つまりこの機器のデメリットが①から⑤までこれに書いてありますね。これらをできるだけクリアするような、そういった機械や機器の導入が考えられないかということで、このアトムテックス社だけに絞るよりも、

もう少し幅広く、当然単価の関係で桁が違ってくるかもしれないけれども、そういう方向も考えていくことも必要かなというふうに思っています。

大橋委員) 私は、当日よりも、前もって測定を行って、親御さんが自分で、食べさせていいか、これは少し出たから嫌だとか、選択できるのが一番いいと思います。例えば、大磯町で簡易測定器を買って、40 ベクレル以下だったので大丈夫だから食べました。それで何年後かに、健康被害が出たら誰が責任を持つのですか。やはり、ずっと先のことを考えるなら、前日など、口にする前に確実に調べて、例えば、2 ベクレル出ましたよ、どうしますかと、選択できるのが、一番いいのではないかと思います。

委員長) まず、前回、7月の竹内前委員長のときに出した結論というのは、まずは、精度の高い東海大で測定を始めてみる。あわせて、例えば、こういった機器を購入するとか、抱き合わせの案を考えていきましょうとなったと思います。その後、福祉文教委員会でも再度検討方とありましたので、それはそれとして、今回もう一度、もう少し詳細に検討するということになりました。一番の理想形としては、より精度の高く出る、しかも当日わかって、多くのものを測定できるものが一番いいと思います。それにはやはり限界もあって、言葉は悪いのですが、ある程度落とすところというのもあると思います。それでもやはり、これまでは納得できるという案に持っていきたいと思っています。ここにデメリットが①から⑤ありますが、まず、デメリット及び課題で、①番の「予算化が必要」、これは簡単な問題であって、予算をつければいい話ですので、別に問題ではないです。あと、一番問題なのは③番です。精度が低いというのもあって、今、委員から意見があったように、この機械でいいのかということです。しかも、この機器については、測定できるのは、セシウムの134と137です。東海大学の測定では、ヨウ素も検出できます。私も、一委員として発言すると、基本的に、より高い精度で、極力当日に近い状況のもので検査をしていきたいということでもあります。そうすると、前回決めた東海大の機器、検査システムが一番妥当ではないかと思います。あわせて、それでも不安だということであれば、今後、もう少し状況を見ながら、この機器だけではなくて、どういったものがいいかというようなものを含めて、検討していくのがいいかと思います。例えばこの機器で測定すると、20 ベクレル以下は出ませんので、19.9 ベクレルなどが検出されても、不検出になるということです。東海大の検査に比べて、かなり数字が悪く出る可能性もあります。本当にそれでいいのかと考えています。決して我々は買わないと言うのではなくて、買うについては、やぶさかではないと思っています。ただ、買うにはもう少し精度の高いものや、なるべく多く安心して測定ができるようなものも含めて、検討すべきであって、ここで早急に「これを買きましょう」というのは、どうかと私は思っています。要するに、皆さんの意見としては、我々、教育委員会の関係者、あるいは学校関係者・保護者の方を含めて、基本的に安心して食材を出したいというところは共通しています。やはり拙速にこれを買きましょうというのではなくて、今の東海大での測定を進めながら、今後に向けて、検討していくことが、いいのかと思います。ここで、メリットの⑤に、学校給食がないとき。学校給食がある日というのは、多分1年間で170～180日です。他にこれを使うと書いてあるのは全然問題ありませんが、基本的にその場合は、機器は固定資産管理になると思

うので、先ほど、教育委員会で検討してねという話は、少し腑に落ちません。やはり町部局と一緒に考えておくべきであって、町部局が、どういう考えでいるかということが必要ではないのかと思っています。ちなみに、少しそれですが、この機器がいかんに関して疑問を持っているのは、今、私、仕事上、環境省の関係もやっけていて、あるメーカーのものですが、放射性測定器というものがあり、これは食品検査や、例えば、こういう食材があります。全体をカメラで写します。そうすると、瞬時に、数秒で危険なところが真っ赤になって色が出るというものがあります。実際この装置は、福島原発の中にも使われていて、放射線の除染とか、あるいは職員とか、現地の危険なところを察知して、そこを避けるというような機能を持っています。値段もかなり高い。数千万しますが、こういったものがありますので、もう少しいろいろ検討したほうがよいと思います。皆さん意見は、大体尽くしましたか。

教育長) 私、9月の献立を見てみましたが、中でも多いものは、ニンジンなどは、毎日出ています。それから、キャベツやコマツナ、長ネギなど、葉物もいろいろ出ていますが、これはほとんど検査していて、ある程度、産地や、傾向的なことが大分わかってくるのではないかと思います。これから検査することによって、それがますますわかってくるので、そうすると、では、どこの産地のものは使っても問題はなく、神奈川県産はもうほとんど不検出となっています。そういった傾向がわかるので、測定をもう少し続けていって、それからまた考えてもいいのではないかと思います。

学校教育課長) 検査を進めて感じることは、検査した食材が増えるにつれ、言われているとおりになると思います。そういったことからやはり検査の精度を高くする必要があると思っています。また、今後、回数や検査の方法などを考える必要もあると思います。東海大に検査をお願いするにしても、現在の1品目ずつの検査ではなく、もし放射性物質が検出された場合の食材の特定ができませんが、3品目、4品目を一遍に検査することもできるということです。状況に応じて、検査方法を検討する必要があると考えます。先ほど、教育長が申し上げたように、地域的なことなども考えた中で、品目を増やして安心を得るということもあるのではないかと考えております。

竹内委員) 話を聞きましたが、スタートして数ヶ月しか経っていませんので、工夫をしながら、様々な道を探っていくことが必要ではないかと思います。

委員長) まとめとして、我々は、申し入れがある以前の7月から、単独調査方法だけでいくよりも、先ほど、申しましたように、機器の購入をしたり、いろんなところの機関を使って、複数案を抱き合わせで検査していくような形という結論を出しました。東海大ありきではなく、そういった検査機関、非常に詳細に精度が出る機関として、東海大がたまたまそれに該当したという話であって、まずやってみましょうとなりました。やりながら、今後、より安全な給食を出せるように、いろんなものを買うとか、ほかの機関を使うなどを考えていきたいと思います。ということも議論してきているので、そういうところをもう少し、我々も今、話が出ましたように、日々いろんな検討を加えながら、とりあえずは、東海大の検査を、今は1品ですけど、極力増やしていく形で進めていくのが一つ。それはそれでよろしいですか。それと、あわせて、今後この進捗を見ながら、いろんな機器購入なども含めて、いろいろ案を考えていきたいと思っています。

もう一つ、事務局は、言っておいてほしいことがあります。町部局は、非常に安易でないかと思って不満です。教育委員会でどうというよりも、町としてもどうするかというのは、やはり一体となって考えていかないとはいけませんので、そこを町部局に申し入れをしておいてください。というような形でまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。皆さん全員が、より安心・安全な給食を出したいという認識は同じだと思いますので、その上で、現在の測定方法をもう少し改善しながらやってみて、というような形で並行して進めていけたらと思います。よろしいですか。

では、再度確認の意味で申し上げますが、福祉文教からの検討依頼について、もう一度検討した結果、しばらくこの状態で、東海大での検査を進めていきますが、もう少しその中身を増やすなどして、改善をしていくことを検討する。あわせて、今後どうしていくかは、少し様子を見て考えていこうということでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 今回、改めて意見をいただきましたが、定例会において取りまとめた意見を教育委員会の回答としたいと考えますが、よろしいでしょうか。それでは、福祉文教常任委員会への回答よろしくお願いたします。

協議事項第2号 生涯学習推進計画の素案について

生涯学習課副課長) 協議事項第2号 大磯町生涯学習推進計画の素案について、ご説明をいたします。9月定例会におきまして、8月末日に確定した、大磯町生涯学習推進計画骨子つきまして、ご報告したところですが、骨子を基に大磯町生涯学習推進計画の素案がまとまりましたので、案としてお示しし、協議をお願いするものです。資料の鑑を1枚おめくりください。表紙に続き、裏は目次であり、本編は、30ページに渡る、推進計画素案です。先の定例会では、ご報告の際に、ご意見を頂いております。頂いたご意見は、その後、策定検討委員会で調整し、素案に反映しています。また、各ページの図表につきましては、文章とともに、今後も検討し、今月末までに、素案として確定してゆく予定です。最終ページは、今後のスケジュールです。今月は、10月4日に外部委員から構成する策定検討会の第2回会議を、また、庁内組織の職員から構成する調整会議の3回目を開催しました。各会議で出された意見等につきましても、本日の素案(案)に反映しています。政策会議へは、10月11日に報告をいたしました。また、議会の福祉文教常任委員会協議会への報告は25日を予定しています。今後、10月24日には、本計画の諮問先であります社会教育委員会議の第2回を開催し、素案の報告をしてまいります。パブリックコメントについては、11月広報で周知をし、応募期間は11月30日までとしていますので、12月19日開催の教育委員会定例会におきましては、パブリックコメント実施結果と合わせて、推進計画の案並びに、社会教育委員会に対しての諮問案をご報告する予定です。

(質疑応答)

青山委員) 読ませていただいて、生涯学習の意義をすごく明確にされていてよくわか

る内容だったと思います。大磯町の現状や歴史など、未来像も随分はつきりと示していただいて、どういうふうを考えているのかということがよく伝わる内容だと思いました。最後の30ページのところに、「現状値」「中間目標」「最終目標」というのがあります。現状値は今の状況ですけれども、最終目標などの数字は、どのような根拠で、出されたのでしょうか。

生涯学習課副課長) こちらにつきまして、指標1、2という2つの指標を表示していますが、こちらの指標1、指標2のところにありますように、現状値は、委員おっしゃられるように、現在アンケートによって、その回答の割合になります。

最終目標は、そのアンケートの中でも回答の違う部分のところを取りまして、例えば指標1でいきますと、アンケートにおいて、「聞いたことがある」「よく知っている」と回答した人が、現状値になるわけですけれども、それに、内容を周知することで数値が上がるものとして、中間目標はこの現状値の2倍にして、最終目標については、「聞いたことはあるけれども、内容をよく知らない」という回答をした人を合わせた数値としています。

青山委員) 移していくわけですね。

生涯学習課副課長) はい。指標2についてもそうで、「興味がある」という方で、「やってみたいと思わない」というふうに回答していますが、興味はお持ちになっている方については、興味を持つように生涯学習の推進を行い、興味があるのであれば、実際に行動に入れるようなことができるのではないかと、ということで、「最終目標」を、興味がある人の数値を加えて70%としました。

青山委員) わかりました。そのように動いていけるように、どういうふうに町として進めていくかということにかかっていると思います。

あと、語句の訂正になるかどうかわかりませんが、27ページのところの「施策の方向1」のところで、上から3行目の「生涯学習への町民ニーズを的確な把握と」というのは、「ニーズを」ではなくて、「ニーズの的確な」ではないかと思います。それから、このページの下に絵がありますが、これは木下邸をイメージしてつくられているのですか。

生涯学習課副課長) はい。おっしゃるとおり、事務局で木下邸をイメージして、その窓枠に、必要なこれからの推進整備体制を書きました。

青山委員) そうですね。しばらく見ていて、あっ、これは木下邸なのだと気づいた次第です。ちゃんとキャラクターもいますね。

生涯学習課副課長) 「いそべえ」を。

青山委員) かなり工夫されたと思います。それから、やはり語句の部分ですが、5ページのところの「大磯町の概況」の②、下に表がありますけれども、そのすぐ上のところの字で、「老年人口(65歳以上)」、この老年人口というのは、ほかの部分ですと「高齢人口」というふうに表現してある部分かと思いますが、これは「高齢」でしょうか。

生涯学習課副課長) はい。「高齢人口が34.6%」のところですが、再度精査しまして、整合性がとれるようにいたします。

委員長) ほかに。

教育部長) 誤字・脱字がありまして、申し訳ありません。パブコメが11月にありますので、再度、職員同士で読み合わせをして、整合性のあるようにします。

委員長) 1ページ目、5行目ですけど、「国においては、2006(平成18)年」と書いて

てあって、前の「2003年」には全部月が入っています。ここだけ入っていないのですが、これはたぶん12月ですよ。入れておいたほうがいいかと思えます。西暦を入れかえたのは、何か根拠があるのですか。

生涯学習課副課長) こちらのところは、社会教育法が変わってきていますので、それから、国の教育基本法も改正されたとともに、社会教育法も変わってきているというところを入れる目的で変えました。

委員長) 別に異論はありませんが、何かあったのかと思いました。それから、大分、文章を直していますね。

生涯学習課副課長) はい。

委員長) そこはいいとして。5ページに戻って、これはいいですが、例えば①の「人口・世帯の動向」で、「本町の人口は」とあって、「昭和の時代に急増しましたが、最近数年間は微増傾向が続いています」とあって、2011年が3万幾らで、1970年と比べると「26.1%」です。この数字を見ると微増ではありません。

例えば対比較を、もっと縮めた2011年と近いときの数字を比べると微増になりますか。少しこれは数字が高いので、微増とは言えないというのを感じました。それから、淡々と背景とか現況を述べていますが、人口が微増で世帯は減っていますよと。1世帯当たりもどうのこうのと書いてありますが、これは事実関係ですので間違っただけですが、それだけの話ですか。

生涯学習課副課長) こちらは概況を述べまして、現在の役割ということで、9ページでは、「大磯町の社会的背景と必要とする役割」として、「少子高齢化の進展」や、記載をして、社会的背景を見込んで、今後、生涯学習の環境として必要とする役割を記載しているということになります。

委員長) 現況だけの話なので、淡々と述べればいいと思いますが、何だか寂しいなと思いました。それから、9ページで①の「少子高齢化の進展」というところで、3行目ですけど、「子どもが少ない家庭では」とあって、「家庭や地域での教育力の低下」とありますが、これはどんなイメージですか。

生涯学習課副課長) 子どもが少ない家庭が多い状況では、やはり家庭内で人数が少ないですから、親と子、成人だけという形の中では家庭教育の低下が懸念され、地域で話し合うという場がどんどん損なわれています。本来の地域での教育力が低下していることをここに記載をしています。

委員長) はい、わかりました。それから②の1行目で、「これまでの典型的な価値観－豊かさ＝モノ」とあり、「値段＝価値という人は」、「人は」とありますが、価値観が変わっていくという、まあいいのかな。人は、価値観が変わってきているというような形のほうがいいかと思いました。それから、10ページの①「生涯学習推進体制の整備」で、後段が「機構改革や行財政改革、定員適正化計画などにより、庁内組織の活用が図られないこともあり」とありますが、これはどのようなイメージですか。

生涯学習課副課長) 機構改革・行政改革、ということで、機構が変わってきて、生涯学習の担当課自体もやはり人数が、教育職員というのが機構改革、また行政改革で非常に少なくなってきていて、少ない中で業務を、事業を行うという中でも、なかなか庁内組織、生涯学習課とかほかの組織との活用というか、調整がうまく図られないということを示しています。

委員長) いや、言っている意味はわかりますが、この表現でいいのかと思いました。

こういう状況があるけれども、少ないリソースの中でこれに努めていますよ、というほうがいいと思いました。これだと庁内組織が全くだめなのでと取られかねない。

生涯学習課副課長) 表現の仕方をもう一度精査します。

委員長) 18 ページですが、⑥番「情報化」とありますが、昔は「高度情報化社会」と言いましたが、近年は総務省で「高度情報社会」というふうに直しているので、「化」は要りません。次に、27 ページで先ほど、青山委員がおっしゃっていたニーズのところに関係しますが、「三者的な評価」というのは、「第三者的な評価」でもいいですか。第三者の目、客観的な評価という意味合いですよね。

生涯学習課副課長) はい、そうです。「三者」というのは、庁内の組織ではなくて、外の、ということです。

委員長) ですよ。「第三者による客観的な評価」というイメージですよ。

生涯学習課副課長) はい。

委員長) 最後 30 ページで、指標 1、指標 2、これは変えましたか。指標 1、前はなかったと思いますが。

生涯学習課副課長) はい。

委員長) あとはよろしいですか。

各委員) 異議なし。

報告事項第 1 号 平成 24 年大磯町議会 9 月定例会について

教育部長) 報告第 1 号、大磯町議会 9 月定例会について、教育委員会関係を中心に報告いたします。今回の議会では、報告 1 件、補正予算、23 年度決算の認定を含め 14 件の議案審議があり、また、放課後子どもプラン推進事業の県補助金に対する陳情審議がございました。まず、9 月 3 日初日に補正予算の審議の関係になります。1 ページをご覧ください。補正予算議案の説明書の教育委員会部分をそのまま抜粋したものでございます。今回の補正では、大磯小学校体育館耐震改修事業、2 ヶ年の継続費として要求いたしました。継続費の内訳は、2 ページに記載してあり、24 年度として 51,281 千円 25 年度、34,187 千円で、合計 85,468 千円になっており、現段階では、すべて一般財源として計上しております。24 年度の補正予算では、監理委託料、工事請負費で 51,281 千円となっております。以上の内容で要求し、審議されました。当日は、教育委員会関係で、3 名の議員から質問がありました。その主なものは、国からの補助等の特定財源はないのか。答えは、現在、国へ追加要望として上げている。名称は、学校施設環境改善交付金で、補助率は耐震補強部分の一部は 2 分の 1、改修部分は約 3 分の 1 である。とお答えしました。次の議員では、工事の内容と保護者説明会について。補強工事として、ブレース設置の鉄骨工事と屋根改修、外壁改修で、老朽化等の改修工事として、床、壁の内部改修、照明等の交換工事などである。保護者説明会は、補正予算可決後、9 月 14 日を予定している。と答弁しました。次は、今後のスケジュールと工事費の年度割についての質問に対して、現段階では、10 月下旬に入札、仮契約後、11 月初旬に臨時議会をお願いし、工事請負契約締結の議決、12 月に現場への着手、25 年の 6 月から 7 月の完成を目指したい。工事費の年割については、24 年度、60%、25 年度

は40%である。とお答えいたしました。以上が主な質疑応答であり、討論はなく、全員賛成で可決されました。また、初日に審議された議案等についても、全員賛成で可決されました。次に3ページをご覧ください。「県費補助が国庫補助基準を下回らないように財政措置をするよう県に対し意見書を提出することに対する陳情」が神奈川県学童保育連絡協議会から議長宛てに提出され、9月5日、福祉文教常任委員会へ付託、この陳情審議を行いました。本件については、学童保育会に係る神奈川県放課後子どもプラン推進事業の県費補助に係るものでございます。この補助金は、学童保育、大磯及び国府学童会へ運営等の委託料として町の支出に対して、国、県、町がそれぞれ3分の1ずつ、約30%負担するものが、現在、県の負担は、県財政の厳しいことを理由に30%を満たしておらず、その不足分を町が上乘せし、約47%を負担している状況です。この状況を、陳情者から国庫補助基準、3分の1、30%を下回らないよう議会から県に対し、意見書を提出するよう陳情したものでございます。町の状況等の質疑応答を経て、常任委員会では、採決の結果、意見書を提出することで全員賛成をいたしました。また、本常任委員会では、給食食材の検査方法等について、8月23日の同常任委員会協議会で報告したことに、引き続き、質疑を受けました。内容については、9月の教育委員会定例会のその他事項で、報告したとおりでございます。次に、4ページから11ページまで、9月13日、14日に行われた一般質問になります。10名の議員から計25問の質問があり、教育委員会関係では、7名から13問の質問がありました。それでは、順次、主な質疑に対する回答の概要について、報告いたします。町長、教育長の答弁については、私から代読、報告させていただきます。まず、5ページの土橋秀雄議員から、中学校の服装の自由化に対する町の考えについての質問がありました。町長から生徒会を中心に保護者、教職員、地域の方々が長い年月をかけ、決めたもの。とお答えし、教育長からは、生徒や保護者など多くの方々が議論し、決めたものである。また、入学時の生徒会説明会において、自由化に至った経過、意義などを説明している。高校入試に際しても、制服の有無が合格、不合格に影響はしない。とお答えをいたしました。次に、竹内恵美子議員から、本町としての子育て支援への強化についての質問がありました。町長からは、大磯町次世代育成支援地域行動計画、後期計画に基づき、行政、家庭、町民、地域などが協力、連携し、町全体で子どもと子育て家庭を支えていく必要がある。そだれんについては、どならない子育て練習講座のことであり、近隣する自治体と相互に情報の共有や技術協力を行うことで、広域的な子育て支援を図ることができ、8月16日に茅ヶ崎市、二宮町、大磯町との1市2町で共同宣言を行った。また、子育て支援の今後の展開については、親に対するサポートや必要な保育サービスが十分に提供できるような子育て環境を充実する事業展開が必要であると考え。と答弁をいたしました。教育長からは、子育て支援の今後の展開についての質問で、8月に子ども・子育て新システム関連3法が成立し、今後、この法律に沿った事業展開を進めていく。また、子育て支援センターで実施している、つどいの広場の事業拡張やそだれんなどの子育て支援事業の充実を図ることにより、家庭教育の重要性について、保護者の関心を高めていく取り組みを進めていきたい。と答弁をいたしました。再質問の主なものは、子ども・子育て新システム関連3法の内容とかながわスマイルウェー

ブはどのような関わり、方向性でいくのか。の質問に対し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育てを総合的に支援するもので、認定子ども園制度の改善、幼稚園、保育園等を通じた共通の給付などが主なものである。かながわスマイルウェブについては、県の組織で8月に大磯小の児童が、中地区児童、生徒が語り合う集いに参加し、あいさつ運動の取り組みについて報告した。今後も、開催される活動に参加し、学校、地域などが一体となって、子どもを応援する運動を進めていきたいと、答弁いたしました。また、8月に行った東部地区でのつどいの広場の内容の質問について、保護者の要望を受け、生涯学習館の開いている部屋を利用し、2回、試行的に行い、8月17日に53名、8月24日に33名と多数の参加があった。今後も引き続き開催していきたい。と答弁いたしました。続いて、坂田よう子議員から、旧吉田邸再建の展望についての再質問で、郷土資料館のリニューアルに関係し、利活用や学習施設に関する考え方について、質問がありました。旧吉田邸と郷土資料館の役割分担を明確にしていく。学習等をする対象人数に応じた再建空間での開催や県の設置予定の管理施設の活用など、利用形態に応じた活用を県と調整していきたい。と答弁いたしました。また、子どもたちを取り巻く教育環境に対する町の姿勢について、質問がありました。町長から、子どもたち、ひとり一人の命は大切である、行政、町民、地域、企業などが連携して、社会全体で積極的に取り組みを進める必要がある。教育委員会と相談しながら、一緒になり学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子どもたちの支援ができるようにしていきたい。と答弁し、教育長から、現在、子どもたちを取り巻く環境は、学校でのいじめ問題、児童虐待など大変厳しい状況である。これには、子ども自身の行動が大切で、生徒会を中心に、自分たちの問題として話し合ったり、講演会を開催するなど、生徒自らが考える取り組みを実施しており、これらを通じ、生徒一人ひとりが命の大切さを感じ、いじめをなくできればと思っている。子育て支援では、そだれんや家庭における養育支援の充実を図っていきたい。と答弁いたしました。再質問の主なものは、一連の教育問題を受け、どのような対策を講じているか、の質問で、子育て支援、児童虐待は、そだれんも一つの方策と考えている。引き続き、事業を進めていきたい。児童虐待があった場合の対応は、大磯町要保護児童対策地域協議会において、様々なケースについて話し合い、子ども及び保護者に配慮した対応しており、いじめ問題については、大津市の事件を受け、県から通知や具体的な指導ポイント等を通知し、学校においては、地域、家庭が連携して、大人の多くの目で、見守ることで、いじめを未然に防ぐ取り組みを行っている。と答弁いたしました。次に、高橋富美子議員からの質問となります。まず、町立の小、中学校でのいじめや校内暴力についての質問がございました。町長から全体的な答弁として、8月に小、中学校の教職員と懇談し、いじめ等の問題も含め、様々な意見交換をし、今後も共通の認識を持って対応していきたいとお答えいたしました。教育長からは、個別の質問に答え、まず、いじめ、校内暴力をどのように把握しているか、について、発生時、月ごと、また、学期ごとにそれぞれ校長からの報告のほか、国の児童生徒指導上の問題行動調査等で把握に努めていると、お答えしました。次に、いじめや校内暴力を減らすための対策について、以前から取り組んでいる、発生したらできる限り早期に発見、対応することであり、また、児童、生徒のいつもと違

った様子などを察知するために、コミュニケーションを図ることで、解決につなげており、教員に対する指導研修や教員同士での情報の共有にも努めている、とお答えいたしました。また、県教育委員会の基本方針と町教育委員会の対応については、7月に県からいじめを絶対に許さないことを基本とした緊急アピールがあった。教育委員会もこれに併せ、いじめ防止の通知をし、また、2学期が始まったなかで、いじめの対応の指導における具体的な資料を通知したところである。とお答えいたしました。再質問の主なものは、2年から3年間で、どのようないじめや校内暴力があったか、件数と具体例について、国の調査において、いじめでは小、中合計で、平成23年度は12件、平成22年度は14件、平成21年度、15件であり、内容は、冷やかす、からかい、悪口、いやなことを言われる、仲間はずれなどである。暴力行為は、小・中合計で、平成23年度は31件、平成22年度60件、平成21年度は45件で、内容は、教師への暴力、生徒間暴力、器物破損である。と答弁しました。いじめ防止の通知の内容と指導の具体的資料についての質問では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、また、日常で、決していじめの兆候を見逃さないこと、小さな事案であっても把握した時に、抱え込まず、報告するなど、迅速かつ適切な対応するよう依頼した。また、指導についての資料は、9月3日付けで、いじめ問題への指導のポイントとして、いじめ問題に向き合い、全力で取り組むよう9項目にわたり通知した。と答弁しました。次に、いじめの発覚と解決方法、小学校の各学年での割合についての質問は、個々の案件は様々で、教師が子どもの様子を見ていて、いつもの様子との違いから聞き取りをしたり、アンケートからの情報、直接の訴えなどから、多数を占めている。解決方法は、いじめた側の子どもへの直接的な指導、学級や学年全体への指導を行っている。学年の割合については、21年から23年度、すべて中学年の4年と高学年であり、半数以上が5年生と6年生であるとお答えし、中学校で、教科により教師が異なるなど、指導は可能か、については、教科担任制であるため、多くの教師の目による生徒の把握が可能であると思っている。また、他の教師と情報交換をするなかで、一人ひとり把握している。と答弁いたしました。次の質問で、改正される県立高校の入試制度の目的についての質問がございました。町長からは、全体的な答弁として生徒、保護者への情報提供は教育委員会に対応をお願いしている。とお答えいたしました。個別の質問では、教育長から、まず、どのような問題から今回の制度になったか、については、選抜期間の長期化や選考基準の複雑化、新学習指導要領の改訂に伴い、思考力、判断力、表現力等を、はかる必要があったことなどが挙げられる。プラス面、マイナス面についてと学校における指導の質問については、選抜期間が短縮されるなどがプラス面、受験の機会が1回になったことがマイナス面ではないかと考える。指導については、以前にも増してきめ細かな情報提供や高校見学、説明会への積極的な参加を促すなどを行っている。とお答えいたしました。次に、進路指導についての質問では、保護者を含め各学年に周知を図っている。本人、保護者とともに、1年から3年まで、面談や進路説明会など、丁寧な指導を重ねている。と答弁いたしました。再質問では、選抜期間の長期化や選考基準の複雑化により、指導にどのような影響があったか、また、指導要領の改訂により、思考力等をはかる必要があるとは、どのようなことか。との質問では、長期にわたると、願

書の提出日は欠席となるため、授業を進めることができなくなり、合格した生徒とこれから受験する生徒が一緒になる状況が生まれるなどの影響があった。また、思考力等をはかる必要性については、高校の学力検査も変わり、具体的な変化としては、記述式の問題が増えることなどが予想される。とお答えしました。また、面談等、丁寧に指導を重ねているとは、具体的にどのように行っているのか、との質問では、一人ひとりの生徒の状況に合わせ、何回も相談等の機会を設けており、生徒や保護者の気持ちに寄り添いながら、生徒が自分に合った進路選びができるよう指導をしている。とお答えいたしました。続いて、8ページ、14日になります。二宮加寿子議員の質問です。まず、防災対策と備蓄の現状のうち、学校施設にいる場合の保護体制の整備については、教育長から、地震対策マニュアルに基づき、対応しており、保護者または保護者に依頼された方が引き取りに来るまで、学校で保護することになっている。とお答えいたしました。次に、いじめ、自殺、不登校防止対策について、町長から全体的な答弁として、学校はもちろん、地域の方々と連携し、大人全体で子どもを見守っていくことが大切である。とお答えいたしました。教育長からは、個別の質問として、まず、いじめ、自殺、不登校防止対策についての質問では、学校では教員同士で情報を共有し、多くの目で子どもたちを見守っており、アンケートや個別面談などで、できるだけ早い発見と対応を取るよう努めている。教育委員会としては、県の緊急アピールに合わせて、防止のための通知、具体的な指導についても通知を出したところである。と答弁しました。次に、地域や学校等、子どもを守る対策については、かながわスマイルウェーブになかで、大磯小学校の児童が自分たちの取り組み、あいさつ運動について発表するとともに、小、中、高校生がいじめや暴力をなくすために、自分たちができることについて話し合いも行った。また、清掃活動、授業等に保護者、地域の方々にも学校へ入ってもらい、大人の多くの目で見守る、取り組みを行っている。と答弁しました。人権の尊重、命の大切さを学ぶ教育の徹底としての対策の質問では、各教科の中で、必ず人権教育の視点を入れた授業を行ったり、道徳の授業で人権や命について、学べる機会を設けている。教員に対しても講演会や研修会等を通じ、自己啓発等に努めている。とお答えいたしました。再質問の主なものは、いじめの本質は何か。の質問では、人間の弱さの現れであると思っている。自分とは違う人を認めないこと、異質なものを一緒に嫌うことで、間違っただ仲間意識をつくったり、相手より上に立ちたい。というような欲求や、見て見ないふりをする。などの心の動きがあるものとする。とお答えし、教育委員会が毅然として態度で臨み、学校を指導し監督すること必要ではないか、については、教育委員会も学校も、いじめは絶対に許さない、ということは、同じである。これからも学校を指導し、いじめに対しては、毅然とした態度で臨んでいきたいと、お答えしました。次に、ふれあい囲碁の導入はどうか。については、孤立化を防ぎ、コミュニケーションを図るための方法としては、有効な方法と聞いている。現在、導入している学校はないが、よい情報として学校へ伝えていきたい。と答弁しました。また、聴講生制度についての質問では、今年度、募集で大磯中学校、1人配置している。引き続き、広報等でお願していきたい。とお答えしました。次に、質問3で認知症対策について、学生サポーターの養成の質問では、教育長から関係各課と連携して、中学生の参加に

ついてサポートしていきたいと、お答えいたしました。続きまして、9ページ、鈴木京子議員の質問です。神奈川臨調への町の対応について、教育長から教育関係についてお答えいたしました。教育については、別組織、神奈川の教育を考える調査会で検討されることになり、調査会では、義務教育における学級編成や教職員定数、教職員人件費負担のあり方、特別支援教育における生徒増加への対応などが、取り上げられている。今後、県の方向性が出ていく過程に併せ、教育委員会として、考え方等を整理していきたい。とお答えいたしました。再質問では、教育関係は影響が出る。教育委員会として情報収集し、迅速な対応についての考え方の質問では、教員の人件費のうち、規定外は県単独の部分もあるので、授業等に影響がでる。そのへん国の別組織の検討状況みながら、教育長会議等で連携しながら、要望等ができればと考えている。とお答えしました。次の質問で、信頼関係が生まれる教育現場づくりとして、教員との懇談会は町長として、何を必要と考えたか、と教育委員会の対応について質問がありました。町長からは、いじめは絶対に許さないという決意と、どこかで起きているかもしれないという認識で、教職員の方には、様々な取り組みをしていることが分かった。今後も町全体で子どもを見守り、いじめのない、明るいまちづくりに努めたい。と答弁いたしました。教育長から、学校現場では、日ごろから教員が子どもたちの小さな変化を見逃さないようにチームで取り組みをしている。教育委員会では、町と一体となって、いじめ問題等の解決に取り組んでいきたい。とお答えしました。再質問の主なものは、教員から報告の量と質等の内容が大きく影響し、たいへんな作業である。報告後の教育委員会としてどうしていくか、など委員会の役割が発揮できるようにしたいと思うが。という質問では、学校では、担当教員は、その他の教員から情報、保護者からの聞き取り等をしたなかで、校長が責任を持って作成している。その報告を教育委員にも伝えるが、教育委員の意見等を踏まえ、再度、内容等について学校へ確認を取っており、最終、どのように対応するなど、教育委員の意見をもらって対応している。と答弁いたしました。次の質問では、公共施設の再配置の考えについての質問がございました。教育施設関係については、教育長からお答えいたしました。教育委員会では、施設の老朽化等の対応として、計画的な修繕を行っており、再配置等は町と調整しながら進めていきたいと、お答えいたしました。再質問では、中学校給食の検討のなかで、センター方式など施設の議論も出ると思うが、いろいろな意見を聞いていくか。について、様々な導入方式があるので、メリット、デメリット等を提案しながら、全体的に検討していきたい。と答弁しました。続きまして、10ページ、最後になります。吉川重雄議員からの質問となります。まず、公約を実現するための課題で、中学校給食検討の懇話会と放射能物質の測定方法の検討等について、8月23日の福祉文教常任委員会協議会時の報告に対し、公約とずれを感じたが、その見解について、町長からは、中学校給食は実施を検討するよう指示した。議会への報告については、事前に報告や相談も受けており、教育委員会との見解のずれのないものと考えている。とお答えいたしました。教育長からは、町長と十分に調整したなかで、教育委員会で協議を進めている。また、町長へは事前に相談等を行っており、ずれはない。とお答えしました。再質問の主なものは、放射能検査の目的で、原発の事故を踏まえ、児童、園児の健康を守り、保護者の不安

を軽減することが目的、確認をしたい。との質問では、子どもへの影響を考えての検査であり、基準値以下を数値が出ることにより、子どもに安全にものを提供していくということである。とお答えしました。次の質問で、大津市の件で学校、教育委員会の隠蔽体質が議論された。町、教育委員会での考え方について、町長からは、学校では、常に情報開示や情報提供に心がけ、日々の業務に当たっていると思っている。今後とも教育委員会とは共通の認識を持ち、様々な対応をしていきたい。とお答えいたしました。教育長からは、いじめを始め、様々な問題に対して、児童等の心の傷が、それ以上、広がらないよう最大限の配慮が必要である。その配慮を十分に考えて上で、かくさず、学校、教育委員会、家庭、あるいは関係機関などと、連携して迅速に対応する必要があると考える。また、本人や保護者の気持ちにしっかりと寄り添い、一時的な対応でなく、継続的な取り組みを進めていく必要がある。とお答えいたしました。再質問の主なものは、いじめ等、国の調査での認知件数では不明であり、まだあるはず。隠すことのないよう校長も正確な報告をすべきである。との質問では、保護者、家庭でも変化を見つけ、その情報も大きな要素である。地域社会、家庭で何か変化があったら学校へ報告するなど、そのことは学校、家庭でも考えていかなければならない。と答弁いたしました。また、家庭の問題もあるが、学校でしっかり見つけるのも必要、それを教育委員会も早く開示する、提供する必要がある。このことの見解、考えについて、町長から、今回、教職員との話し合いのなかで、いじめ問題、その他、一生懸命やっていることを聞いた。どのようにお互いに自分の心情を伝え合って、対処していくか、風通しのよい人間関係や情報共有をしていく必要があると思っている。とお答えいたしました。以上で、一般質問に係る質疑応答の概要となります。続きまして、9月24日に、教育委員会所管の平成23年度決算特別委員会が開催されました。当日は、各課の主な質問として、学校教育課関係では、芸術鑑賞交付金や給食備品の関係、支援教育の臨時職員関係、学校図書館臨時職員の配置状況、教育研究所の運営全般、児童、生徒支援相談の状況、小、中学校の運営経費等の全般、などの質問がありました。子育て支援課では、幼稚園、保育園の保育料及び入園料関係、保育園運営委託全般、子育て支援センター運営に係る経費や相談関係、小児医療、あずかり保育関連、たかとり幼稚園を含む幼稚園の修繕、保育園の臨時職員について、などの質問がありました。生涯学習課では、文化祭開催に係る経費、人権に係る啓発経費関係、子ども会交流の実態、子ども会の理念等について、文化財奨励交付金の用途などの質問がありました。図書館では、子ども読書推進事業関係、図書館の整備関連、図書館の来館者や運営全般について、図書館新聞データ委託などの質問がございました。郷土資料館では、資料館運営経費全般や企画展等の方向性などが、質問されました。以上、全体で8名の委員から72問の質問を受け、再質問も併せ、延べ約160問の質問を受けました。決算特別委員会では、9月25日に、審議終了後、特別委員会で決算の認定に係る採決があり、一般会計では、認定2、不認定5で、認定少数により、特別委員会での採決では、不認定となりました。4つの特別会計は、認定多数により、認定となりました。議会の最終日は、10月3日であり、最終日には、陳情、決算特別委員会での審議について委員長から報告があり、固定資産評価審査委員会委員の選任議案、陳情意見書案が提出されました。陳情審議

報告に併せ、給食食材の検査器購入に係る検討の申し入れを書面で提出した旨について、委員長から報告がありました。決算の認定については、委員長報告後、本会議において、討論、各会計、採決が行われ、討論では、賛成3、反対3の討論があり、採決では、認定5、不認定8となり、認定少数のため、平成23年度の一般会計決算は、不認定となりました。特別会計は、議会でも認定多数により認定となりました。また、陳情審議となった学童保育会への県費補助の意見書については、常任委員会で、意見書提出で採択され、本会議でも意見書提出で了解されました。固定資産評価審査委員会委員の選任については、全員賛成で可決されました。9月大磯町議会定例会の概要の報告は、以上となります。

(質疑応答)

竹内委員) 多くの議員の方々からいじめの問題が質問されていますが、学校の取組状況について教えてください。

学校教育課副課長) アンケートが主ではなく、まずは対応している中で、確認作業としてアンケートがあります。それをもとにして面接を行い、対応しております。通知も教育委員会からも出しておりますし、経営者会議でも話し合いをしております。学校ごとに当たり前のことですが、学校全体で取り組んでほしいと話をしております。

竹内委員) 通知の内容をどのように取り組んだか把握されていますか。

学校教育課副課長) 普段やっていることをもう1度確認して、今回のことがありましたので、きちんと考え直してほしいとお話しました。

竹内委員) 現場の教員が意識をしっかりと持って取り組むことが大事だと思いますので、しっかりお願いします。

報告事項第2号 学習参考資料展「みんなで調べた 大磯町の花と実 2012・秋」の開催について

郷土資料館長) 報告事項第2号、学習参考資料展『みんなで調べた 大磯町の花と実 2012・秋』の開催についてご説明させていただきます。資料をご覧ください。今回の展示は郷土資料館平成24年度第3回企画展であり、平成24年10月20日(土)から12月9日(日)まで42日間の開催を予定しております。展示の趣旨は、小学校4年理科「秋の自然」や中学校理科「植物の世界」の学習支援を目的としております。郷土資料館では「みんなで町の自然を調べよう」という住民参加型の調査を実施しており、現在秋の七草を中心とした町全域の分布状況を調べています。今回の展示では調査の結果を中心に果実・種子の実物資料や生態写真などの関連資料を展示します。展示期間中も調査期間中であるため、その都度調査結果を展示に反映していく予定であります。刊行物については、お手元に配布したリーフレットを作成しております。今回の企画展については10月号広報で紹介しておりますが、リーフレットの関係機関への配布やHP. などでも周知を図っております。

(質疑応答)

青山委員) 趣旨の中で大磯町各地域の自然度を確認するとありますが、大磯町は緑が多くて良い土地柄ということが言われますが、自然度というのは深い尺度があるのですか。

郷土資料館長) 実施している調査の内容は、ワークショップ形式で、皆さんと一緒に町内を確認するという内容であり、自然度という語に特に定義があるものではありません。

報告事項第3号 第11回大磯図書館まつりの開催について

図書館長) 報告事項第3号第11回大磯図書館まつりの開催について、資料に基づいて報告します。図書館まつりは、趣旨に記載してあるとおり図書館に興味を持ち地域のふれあいの場、本の楽しさを知ってもらうための開催するものです。日時は、平成24年11月18日日曜日、開催時間は午前9時から午後3時までです。主催は大磯町立図書館 会場は図書館本館全体が会場になります。図書館のボランティアで構成されている、大磯図書館まつり実行員会またNPO法人 大きなおうちの協力により実施します。なお、この行事は約延べ40人の図書館ボランティア、NPO法人大きなおうちから協力をいただいております。催しものとしては、昨年同様、古本市を大会議室・小会議室で開催します。毎年、寄贈と除籍で約8,000冊を超える本の出展をします。また、図書館行事として実施している、お話会と折り紙教室も行っています。さらに、紙で作った魚つり、松ぼっくりでクリスマスツリーを作成する、森の手づくりひろば、通常では見学できない地下書庫に見学、ぬりえも用意しています。テイルームでは飲み物等を用意し、その他行事として時間は随時なバルーンアート等も含め予定しています。なお、第1回から継続していますが、実行委員会から協力金として児童書の寄贈があります。広報は町広報11月号・ホームページのほか、町内の各施設にもポスターの掲示をお願いする予定です。図書館に少しでも興味を示していただくために、また、楽しい場所であると認識をしてもらうよう、よろしく願いいたします。

その他

教育部長) 次回の定例会は11月21日水曜日午前9時から役場4階第1会議室で行います。午後からは大磯中学校への訪問がありますのでよろしく願いいたします。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 24 年 11 月 8 日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____